

平成28年度第1回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要

(1)DV防止対策について

①平成27年度DV防止対策関係事業実施状況について

(稲見委員)

全国的には性犯罪被害者のワンストップ支援センターが何か所かできたようであるが、愛媛県の進捗状況はどうか。

また、婦人相談所などの4機関が統合されて「福祉総合支援センター」となったが、高齢者には難しいので、「子ども女性支援センター」といった分かりやすい名称にしてはどうか。

(男女参画・県民協働課)

国の第4次男女共同参画基本計画によると、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数は平成27年11月現在で25か所あり、平成32年までに各都道府県最低1か所設置するという目標が掲げられている。

県では、公益社団法人被害者支援センターえひめ、県警察本部犯罪被害者支援室が中心となって対応しているが、現在ワンストップ支援センターは設置されていない。

先日、県犯罪被害者支援連絡協議会幹事会が開催され、人権対策課が提案しワンストップ支援センターの設置について検討を深めていこうという申し合わせがなされたところ。本県においてどのような形態が望ましいのか、今後議論を深めていくこととしている。

(子育て支援課)

福祉総合支援センターの名称についてはご意見として伺い、略称も含めて検討したい。

(市川副会長)

性犯罪被害者限定ではないが、犯罪被害者全般の支援ということで、県内でも弁護士会犯罪被害者支援委員会、被害者支援センターえひめ、法テラスの3者が連携する体制ができている。被害者支援センターえひめが中心となり、法廷同行といった直接支援などは被害者支援センターえひめが対応し、法的な支援が必要であれば弁護士会や法テラスが対応するというルートができている。ワンストップ窓口は整備されて

いないが、事実上進んでいると理解している。

また、法改正があり、DV被害者、ストーカー被害者の法テラスへの相談などについては、最初の段階では資力要件を問わなくなった。施行は 29 年4月以降で、緊急性を鑑みて、当初の段階では資力要件をなくし、資力のある方は事後に支払ってもらうようである。

(中村会長)

一般の犯罪被害者とは少し違って、性犯罪被害者は「言えない」ということがある。どこまでが個人的な要件かという設定が難しく、相談する側も、相談を受ける側もどちらも厳しいと思う。ただ、早めの対応と体制は整えるべき。

(山本委員)

夜間女性ダイヤルの実施で 1,244 件の相談があったということであるが、年齢層はどうなっているか。また、「地域包括支援センターとの連携」という取組みの項目があったが、高齢者虐待と重複した問題が多く発生しているのか。

(子育て支援課)

年齢層の内訳は 40 代が 516 件、50 代が 476 件、60 代が 45 件、70 代が 137 件となっている。

また、相談内容については、配偶者などからの暴力の関係が 20 件、近隣、医療、健康関係の相談もあった。高齢の方の相談も増加しており、必要に応じて地域包括支援センターと連携している状況である。

(山本委員)

電話相談の実施はDV防止にとって大きな役割を担っている。ただ、相談員のクオリティも重要で、受容的な態度で、話しやすい環境を作り、悩みを十分把握できる人材が必要である。

(子育て支援課)

相談業務については、愛媛県女性保護対策協議会に委託して実施している。習熟した方が業務についているが、今後も十分配慮していきたい。

(中村会長)

相談者は、DV、ストーカー、高齢者という区別なく、困ったときに電話するので、対応する方が支援体制や窓口整理をきちんと説明できないと困ると思う。そのあたりを山本委員はご心配されているのではないかと思いますので、今後も対応をお願いしたい。

(長井委員)

資料1の「一時保護機能の強化」で、婦人相談所の一時保護件数 29 人、DVが 23 人ということだったが、それが多いのか少ないのか分からないので、近年の動向を教えてください。また、「同伴児童への支援」の実施状況として「児童相談所と連携した同伴児童のケアを実施」とあるが、その件数を教えてください。

それから、表に「予算措置あり」と「予算措置なし」の記載があるが、「予算措置なし」の場合は費用がかかっていないのか。

(男女参画・県民協働課)

予算措置の有無については、27 年度予算に予算計上しているものを「予算措置あり」としている。「予算措置なし」は、「連絡体制の充実」やゼロ予算で実施したもの、既存経費の中で実施したものを記載している。

(子育て支援課)

一時保護件数、同伴児童数については、後ほど提供させていただきたい。

(中村会長)

子どもたちが退所すれば終わりではない、その後どうなっているのか、継続的なケアができていくかということを長井委員は心配されていると思う。そういったことが分かる具体的な事例などがあれば教えてください。

(稲見委員)

一時保護に子どもを連れてきた人数は多少の変動はあるが、大きな増減はなかったと思う。ただ、児童相談所の一時保護は虐待を含めて結構多くなっていると記憶している。

また、子どものケアであるが、一時保護の同伴児童にカウンセリングを実施しているということは聞いている。

(子育て支援課)

先ほどの長井委員のご質問であるが、一時保護の状況について、平成 20 年度は 45 名だったが、その後は 20 名から 30 名でほぼ横ばいの状況である。

また、同伴児童についても、20 年度は一時保護 45 名につき同伴児童が 39 名だったが、同伴者も 20 名から 30 名とほぼ横ばいとなっている。

②平成 28 年度DV防止対策関係事業について

(中村会長)

第2次男女共同参画計画中間改定ビジュアル版パンフレットはどこに配布するのか。

(男女参画・県民協働課)

市町や各団体に配布するとともに、一般県民の方にも幅広く手に取っていただけるように男女共同参画センターなどにも設置している。また、委員の皆様が開催する会などで配布いただける機会があれば一報願いたい。

(稲見委員)

DV防止対策啓発シールの作成について、昨年度追加をお願いしたものであるが、もう作成したのか。

(男女参画・県民協働課)

この会議でもご意見をいただき、今年度予算を組んだ。現在作成しているところである。

(長井委員)

男女共同参画センター管理委託費 61,602 千円とあるが、その用途が2ページに記載されていると考えていいか。また、4ページのDV防止対策推進事業費及び警察安全相談員設置費の増額理由を教えてください。

(男女参画・県民協働課)

男女共同参画センターは本県における男女共同参画推進の中心施設として啓発、講座、相談など各種事業を行っている。資料はDV防止関連の項目を抜粋しており、予算額は施設の管理委託費、各種事業の委託などが全て含まれた額である。

DV防止対策推進事業費は、当会議のご指摘も受け、啓発資料の作成を拡充したことから増額となっている。

警察安全相談員設置費については警察本部に確認して回答する。

(中村会長)

資料2をみると大学生はDVのことを知らなかったという人は0%で、努力の成果が現れており、高校生は約 20%が知らないというような状況がある。教員に対する研修も強化されているようであるが、学校関係の方はどう思われるか。

(佐藤委員)

小中学校の立場から、勝山中学校で研修が行われるということは大変興味深いと思っている。小中学校では、直接DVを教えるのではなく、人権教育の中で自分も大事、相手も大事ということを基本に教えている。

また、インターネットの問題も非常に大きくなっており、学校でもスマートフォンを持っている6年生が3分の1くらいおり、自分たちが予想している以上に進んでいると感じている。

勝山中学校での実施状況なども情報共有しながら、中学校ではどういったことが必要なのか、教員研修はどういったことが必要なのか見極めていくことが大切である

(男女参画・県民協働課)

勝山中学校での講座の反応なども今後ご報告する。

(稲見委員)

学校ではSNSが問題になっている。四国管内でいえば徳島県が一番進んでいるが、愛媛県でも、先日、松山南高砥部分校で、スマートフォンで困ったときには人権擁護委員に相談をとということで話をしてきた。

DVが児童虐待につながる、子どもが攻撃的になる、気持ちが沈んでリストカットするとか、そういったことを先生が知っているか知らないかで対応が違ってくる。DVもスマートフォンも講義を実施していただければ効果があるのではないかと思う。

(堀川委員)

SNSに関しては、ほとんどの高校において携帯電話についてのマナーや危険性に関する講座を実施している。

また、資料2アンケートについて、高校生はDVを知らなかったという回答が約20%という状況についてのご質問があったが、27年度の高校生の回答総数は277名となっているが、年度によって回答数に差があることやアンケートに回答した高校によって、差が出てきていると思う。できる限り多くの生徒にアンケートを実施することが望ましいと思う。例えば、人権擁護委員さんが各地域の高校へ出向いて出前講座をしてくださっているので、その講座終了後に県が実施しているアンケートと同様のアンケートを実施することができれば、回答数も増えて、高校生の状況が分かるのではないかと思った。

また、DVで悩んでいる生徒への対応については、中学校とも連携を取りながら、「学校の先生にも相談できる」という教育相談体制を充実していく必要があると思う。そして、相談があった場合、相談内容によっては秘密を厳守した上で、しっかりと本人・保護者への対応をしていくべきだと思う。

(中村会長)

子どもたちの発達段階によっても違うし、個別の課題やプライバシーに関わることで多様な視点が必要である。

また、これからは教育啓発活動とデータを把握し、変化が分かるような工夫も必要。

(稲見委員)

人権擁護委員も高校によってアンケートを取っているところと取っていないところがある。ただ、ほとんどの高校では事前にとっており、項目も県のアンケートとほとんど変わらない。人権擁護委員は、ある程度自由に活動していただいているので、すぐには返事できないが、県もこういったことをしているということは知らせておく。

昨年5月に内閣府の全国調査があったが、学校によって、学年によって、かなり差がある。「DVを知っているか」という問いに対して、ある高校では9割が知っている、別の高校では6割くらいしか知らない、学校、学年によって大きな差があるのは確かなので、もう少し連携しながら、県内を把握できるよう相談させていただきたいと思う。

③平成 28 年度DV防止対策連絡会開催状況について

(山本委員)

性的マイノリティの問題も入ってきていて、DVの問題は人権のいろいろなところに関わってきているのだと感じる。人権に関わる行政機関との連携が必要となってくると思う。

(稲見委員)

「子どもの人権 110 番」というフリーダイヤルに、高校生や中学生からかなり深刻な相談が多くなっており、児童心理士から専門家の意見を聞くために、人権擁護委員が福祉総合支援センターを訪問したりしている。顔のみえるネットワークをこれからも築いてほしいと思う。

(中村会長)

相談員が個人の範囲で対応できないところを集約して、割り振りするところが行政の役割である。そういうことをできる人を育てていくこと、ネットワークをつくっていくことが必要である。

(2)意見交換

(渡邊委員)

資料1「関係機関等の連携強化」の中に「学校、保育所等との連携」とあるが、どのように連携されるのか。子どものお母さんがDVにあっているような話があった。言葉で説明するのは難しいので、パンフレットをみせて、こういう相談機関がありますよというお話をされたそうである。どの窓口でどういったことをしているか、分かるものがあれば教えてほしい。

(男女参画・県民協働課)

本日お配りしたリーフレットもそういったことに対応しているし、県のホームページにも窓口を掲載している。

配偶者暴力支援センターはDVを受けた当事者だけでなく、DVを見聞きしたけれどどうやって対応すればいいだろうかという相談も受け付けているし、各市町も窓口を設けており、ホームページでも案内している。深刻な場合はすぐに相談が必要だが、父兄や教職員へ意識啓発を図りたい、知識を普及したいというときには研修会への講師派遣事業を相談いただきたい。委員の皆様には学校や保育所などと事務局をお繋ぎいただき、学校から連絡をもらえればパンフレットのご提供など対応は可能である。

(渡邊委員)

どの保育園にも連絡箱があるので、入れておけば各園に持ち帰ってもらえる。ちらっとでも目にしていれば違うと思うし、四角四面なものはなかなか目にしてもらえないと思った。ありがとうございます。

(中村会長)

やはりご本人が行動を起こさないと、こちらから言っても親戚がいたり、同じ地域に知り合いがいたりすると難しい。トイレのシールをみて、心に留めてもらうのは大事。保育所は盲点だったかもしれないので、ぜひパンフレットの配布などぜひ市町を通じてお願いしたい。

(安永委員)

おととい、県の民生委員協議会会長研修会でDVの講座を受けたが、とてもいい講座だった。周りの反応もすごくよくて、それぞれの地域でこういう研修をしたいという声上がるかもしれないと思った。講師の方の歯切れもよく、テンポもよく、時間も長すぎず、久々に時間を感じさせないいい研修を受けさせてもらった。

(長井委員)

ここにお集まりの皆様はDV防止に尽力されていて、頭が下がる。手前味噌になるが、本紙でもDV加害者が再犯の可能性が高いということで、加害者がどうすれば過ちを繰り返さないかということを紹介した。被害者の心の傷は本当に重く、被害者の側に立っていかに痛みを受け止めるか考えていきたい。

(中村会長)

報道機関の活動というのは私たちにとっても励みになる。DVの被害も親から子への虐待と同じで、誰かが断ち切ってあげないといけない。それが正しい知識と人の温もりかなと思う。

その真ん中にあるのが笠松委員。65歳以上の人口が増加したというニュースがあったところだがどうか。

(笠松委員)

今日は大変勉強させてもらった。DVはどこか違う世界のもののような気がしていた。数年前に県から病院にシールが送られてきて、こういう活動をしているんだということを初めて知った。

お年寄りの中には暴力を受けても我慢しないとけないんだという生活をされてきた方が多いので、なかなか表面化しないということがある。一番お年寄りに関われるのは訪問しているヘルパーだと思うので、小さなことでも見つけたら相談することが必要。人権に関わることであり、これから勉強させてもらって、ヘルパーの協力にもつなげていきたいなと思った。

(中村会長)

ヘルパーにも研修の機会があればご参加いただければと思う。

(山本委員)

自分が気づかなかった性的マイノリティのようなものを出していただくと、隅々まで気配りができる、そして少数者にもいろいろな対応ができる。こういう資料を見せていただければありがたい。

(稲見委員)

社会で、学校で、知らないことを知るということが大事。LGBTは数年前から言われているが、人権擁護委員も研修をしているし、県内では西条が授業でも取り入れて熱心に取り組んでいる。何が人権侵害か、犯罪か分からないのでは困るので、学びをどう作っていくかが大事だと感じている。

(市川副会長)

DVを知る人が増えているにもかかわらず、相談件数が減っているというのは、DV自体が減っていることも考えられるが、DVは同じようにあるけれども相談までたどりついていないということであれば問題があるのではないかと感じた。

また、啓発活動で、稲見委員たちのご活動も拝見して、ずいぶんたくさんの方の学校に行かれているんだと驚いたが、DVがどういうものか、どういった手当ができるのかという知識を持った学生が増えていくことは将来的に明るい材料だと思う。

周知という意味で、トイレに貼るシールなどで情報を提供するという事は大事であるし、報道機関の役割は非常に大きいと思っている。ストーカーやDVという身近でありながら、なかなか言いにくいものについては、報道の力をお借りするのがいいのかなと思っている。

最後に体制整備について、法テラスも被害者支援の一環としてDV被害者支援を行っているし、他県ではDVを専門で担当する委員名簿などを作成して、細やかな対応をしているところもある。

私も県の男女共同参画センターの女性相談で相談を受けているが、保護命令に至るのは年に1件か2件程度で、我々が法的な対応をするというのはそれほど多くはないが、事務所には保護命令を受けた後の離婚の相談に来られる方もいらっしゃるのので、そういう意味では情報が伝わっているのかなと感じているところ。

我々専門職の弁護士や被害者支援センターえひめが被害者支援をするわけだが、その前に個別に相談をうける相談窓口がきちんと相談を受けることができ、次につなげることが重要であり、相談に関わる方の研修がきちんと行われるべき。

(中村会長)

委員の皆様が真剣にディスカッションしていただけてうれしく思う。行政もきめ細やかにネットワークを作ったり、質的なものを高める研修を実施したりしているが、山本委員も言われたような会議での生の声を会議でも周知したり、県民に知らせたりすることもお願いしたい。

DVは加害者も被害者もどちらも支援が必要であり、誰にでも起きることである。認知症が進んでいく中で、嫉妬妄想などによって夫婦間のDVが起こり、どちらもかわいそうなことになるということが、これから若者以上に出てくる可能性がある。

相談を受ける人の質の問題や人権に対する意識の問題が前進していければこの会議の意味があると思う。

(男女参画・県民協働課)

最後に、先ほど長井委員からご質問があった「警察安全相談員設置費」の増額であるが、これまで手当されてこなかった旅費が増額されている。